

第9期介護保険事業計画期間における  
長浜市地域密着型サービス事業所整備にかかる基本方針

1. 基本的な考え方

- (1) 第9期介護保険事業計画(「ゴールドプランながはま21」)の内容(第6章「介護保険サービス量等の見込み・保険料の設定」のうち2「介護保険サービス量等の見込み」)(2)「地域密着型サービス等)に基づいて整備を進めます。
- (2) 公募による整備を基本としていますが、第8期から随時募集を行ってもなお応募がない状況が続いているため、機をとらえてサービス整備ができるよう引き続き随時募集を行います。
- (3) 公募時の事業所選定や最終的な事業所指定は、長浜市地域密着型サービス運営委員会(長浜市高齢者保健福祉審議会規則(平成25年長浜市規則第74号)第7条)において審議し、その結果に基づいて実施します。

2. 各サービスの整備計画は以下のとおりです。(令和6～8年度中に完成する見込みのサービスが対象)

サービス区分(介護予防がある場合はそれを含む。)	整備の方針
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業所程度募集(注1) 個別条件 同一圏域内に当該サービスの整備(予定)がないこと。
夜間対応型訪問介護	1 事業所程度募集(注1) 個別条件 同一圏域内に当該サービスの整備(予定)がないこと。
認知症対応型通所介護	整備計画はありません。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	整備計画はありません。(注2)
地域密着型特定施設入居者生活介護	整備計画はありません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)	整備計画はありません。
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護、もしくは看護小規模多機能型居宅介護を1事業所募集
看護小規模多機能型居宅介護	個別条件 同一圏域内において、当該サービスの整備(予定)がない、もしくは直近一年間の平均サービス稼働率が90%を超えていること。
地域密着型通所介護	整備計画はありません。(注2、注3)
療養通所介護	1 事業所募集 個別条件 同一圏域内において、当該サービスの整備(予定)がない、もしくは直近一年間の平均サービス稼働率が90%を超えていること。

注1：1事業所程度とは、市の提示する条件に合致すれば1事業所を超えた指定を可能とすることを意味します。

- 注2：共用型認知症対応型共同生活介護、共生型地域密着型通所介護は目標数値なく随時募集します。
- 注3：地域密着型通所介護について、既存通所介護の定員減少に伴う指定、サテライト施設の統合・分離による既存定員の増減を伴わない指定は、原則として地域密着型サービス運営委員会の審査を省略し、指定基準を満たす場合には、事業所として指定するものとします。
- 注4：サービス事業所の廃止等により第9期介護保険事業計画におけるサービス計画量の確保が困難となった場合等においては、長浜市高齢者保健福祉審議会、又は長浜市地域密着型サービス運営委員会等で検討した後に、一定の周知期間を設けたうえで、サービスごとの整備方針について必要最小限の変更を行うことがあります。

### 3. 公募（随時募集）のスケジュール等は以下の予定です。

《令和6～8年度》

ア 受付期間 随時（令和6～8年度内）、毎月末締切（最終締切は令和8年9月末とします。）  
（午前9時から午後4時30分（土日祝日を除く））

イ 書類審査 毎月の締切後1か月程度

ウ 選考 毎月の締切後2か月程度

（長浜市地域密着型サービス運営委員会でのプレゼンテーション及びヒアリング）

エ 結果通知 選考後速やかに通知

※「長浜市介護福祉施設等整備費補助金」の交付を希望する場合は、手続上、原則補助金の申請・交付は結果通知の属する年度の翌年度になりますのであらかじめご相談ください。（市として、当該補助金の交付を確約するものではありません。）